監

查

委

る訓令.....

(職員福利課)

갣니

₹

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正す

青森県営農大学校の学生募集.....

(営農大学校)

:

≕.

教育委員会

目

次

青森県告示第三百二十九号

第二千四十一号

平成十四年七月一日 (月曜日)

有
林林
界、
\$12

建設業者の許可の取消し...... 右 右 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出. 右 生活保護法による介護機関の指定. 出 告 公 同 同 同 先 機 関 告 示 (整備事務所) 政健 策 同同同 同 福 課祉 ÷ : : : : : 三

平成十四年七月一日

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十 青森県知事 木 村

守

男

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

有限会社あや 桐社 紫会花 名 居 宅 祉法人 称 介 護 一目撫弘 〇二牛前 〇子市 の三大 一丁字 二幸青 一畑字 四字 の 旧 一脚 所の所在地 事 業 者 護共痴呆 村同生活介 活介型 訪問介護 の護居 種事宅 類業介 **ムたもぎの** 有限会社あや 名 居 宅 称 介 護 〇畑青 の字称市大字 一阿部野子 所 事 業 在 所 地 五幸 雪平 ₹ 年指 月 日定 ・犬成四

青森県告示第三百三十号

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したの 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、 同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

告

包括外部監査の事務を補助する者の氏名等.

事

務

局

:

Ħ.

示

平成十四年七月一日

青森県知事 木 村 守

男

有限会社あや	名	居宅介	
#	称	護	
ーー○ 子三丁目二○の 弘前市大字撫牛	所 在 地	支援事業者	
り有限会社あやと	名称	居宅介護支	
一子弘	所	援事	
〇丁市 目大 二字	在	業所	
□ ○撫 の牛	地	///	
긆平 •成 严	年指 月 日定		

青森県告示第三百三十一号

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成十四年七月一日

青森県知事 木 村 守

男

青森市橋本一丁目七の四 所 在 地 療施設 介護療養型医 施設の種類 平成三・三・三 廃止年月日

渡辺病院

名

称

青森県告示第三百三十二号

たので、 する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用 同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年七月一日

青森県知事 木 村 守 男

青森県告示第三百三十三号

たので、 する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用 同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年七月一日

青森県知事 木 村 守 男

ス株 カ式 ム会		名	居宅
在 ア	社 大	称	介
目五の一二 葉区木町通一丁 宮城県仙台市青	四八〇の四 大字高屋字本宮 中津軽郡岩木町	所の 所 を 事 地	護支援事業者
い し だ て ア	支援事業所 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	名称	居宅介護支援
目三の一・	字五 反田	所在	支援事業
九柳一	二字 三高 一杉	地	所
 	平成三・	廃 止 年	
= • = :	五 · 三	月 日	

"	"	志会法人	与株 式会社-	名称	居宅
"	"	一 の四五〇 ・	大 中津軽郡岩木町 の四	所の所 の所 を事務	介護事業者
シビ通 ョリ所 ンテリ ー 八	管居 理 指	訪問看護	訪問介護	の記 種事 類美	窜
"	ニック 妙水苑クリ	と お問看護ス おり おり かん	支居宝子	名称	居宅介
11	分枝三九の一八戸市大字妙字	字日ノ出町九八戸市大字鮫町	字五反田二三一	所 在 地	護事業所
"	11	1110- 1-1110	三平 · 成 · 三	年月日	廃 止

告

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十四年七月一日

青森県知事 木 村 守

男

商号又は名称 株式会社濱田組道路

代表者の氏名 濱田 孝

主たる営業所の所在地 青森市大字浅虫字内野三五の四四

許可番号 青森県知事許可 (般 - 九) 第一三二四八号

兀 Ξ

五 取消年月日 平成十四年六月十七日

取消しに係る建設業の許可

土木、舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

青

森

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十四年六月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

出 先 機 関

青森県営農大学校告示第二号

規則(昭和五十五年三月青森県規則第二十号)第七条第三項の規定により公示する。 但し、二次募集試験は一次募集試験の合格者が定員に満たない場合のみ実施するこ 平成十五年度青森県営農大学校学生を次のとおり募集するので、青森県営農大学校

平成十四年七月一日

ととする。

修業年限

二か年

募集人員

畜 果 畑	課
医 倒 園	
課課芸	程
程 程 程	
(男女を問わせ	定
な い。)	員

三 受験資格

二十六号) による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は平成十五年三 農業に従事し、又は従事しようとする青年で学校教育法 (昭和二十二年法律第

月三十一日までに卒業する見込みの者

前項に規定する者と同等以上の知識及び能力を有すると知事が認める者

兀 試験の実施期日、場所及び試験科目

試二 験次 募 集	試一 験次 募 集	試験
(火) 午前九時平成十五年三月十一日	(木) 午前九時平成十五年二月十三日	試験の期日
"	青森県営農大学校四八の八上北郡七戸町字大沢	試験の場所
"	文]、口述試験数学、生物、小論筆記試験 [現代文、	試験科目

五 受験手続

	試
	験
ー (三) (二) (→) 卒学 の 写 業校平、受真人	提
し又成写験貼校 たは十真票付別 者中四貼(及等年付本 (第	出
び教三()校 第 平育日 所 一	書
が 教育学校を 対所定のも 第一号様式、 第一号様式、	類
	受
	付
	期
	間
	提
	出
	先

青森県営農大学校長 米 田

豊

六

合格者の発表

試

験

発

表 ഗ 期 日 試二 験次 募 集

日 (火)まで 二十四日 (月) 二十四日 (月)

11

県

次募集試験

平成十五年二月十九日

(水

青

七

その他

1

理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭による開示を請求することが

青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代

できる (本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること)。

開示する個人情報は、科目別得点及び総合得点とする。

合格発表の日から起算して一か月以内とする。

森

一次募集試験

平成十五年三月十四日

(金)

六-六二-三一一一番) に問い合わせること。

この募集について不明な点がある時は、青森県営農大学校教務課

(電話〇一七

開示場所は、青森県営農大学校会議室とする。

開示期間は、

試一 験次 募 集

(金) まで 同月三十一日 日本十五年 日 日

青森県営農大学校八)

四上

(〒○三九 - 二五九|四八の八

青森県教育委員会訓令甲第九号

出庁 所 轄 先 内 教 機 機

関 関 般

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め

平成十四年七月一

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長

花

田

隆

則

訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

青森県教育委員会臨時的任用職員管理規程 (昭和四十一年十二月青森県教育委員会

別表中

	ヨえられる休暇
	に服する場合に
	職員が親族の喪
	明
	口に与えられる
目)	\困難である場
あつては、一	9ることが著し
(非常勤職員に	口において勤務
一日又は半日	女子職員が生理

1 膱 休 슴 < す Н

日又は 半日

あつては、 (非常勤職員に

教

育 委

休暇

く困難である場 することが著し 日において勤務 女子職員が生理

合に与えられる

青森県監査委員告示第一号

この訓令は、

附

則

る

ける職員の例によ 休暇)の適用を受 与えられる休暇

務時間、 三八

休日及び

あつては、

旦

に服する場合に

(職員の勤

(非常勤職員に

日又は半日

職員が親族の喪

人事委員会規則一

与えられる休暇 められる場合に 相当であると認 務しないことが う。)のため勤 行うことをい

公表の日から施行する。

監

杳 委

により、次のとおり告示する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十二第二項の規定

平成十四年七月一日

青林県監査委員

青森県監査委員 須 橋 片 本 谷

敏

青森県監査委員 青森県監査委員

Щ 内

藤 健

崇夫子稔

包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

その子の看護

(負傷し、又は

に改める。

養育する職員が、

端数は、 るූ

切り捨て

時間)

その子の世話を 疾病にかかつた 子を含む。) を の子 (配偶者の 期に達するまで 小学校就学の始

日数 (一日未満の 十二で除して得た 間の月数を乗じ、

は、一日又は一 職員にあつて 五日に当該任用期

半日又は (非常勤

時 間 Ħ

吉田田	西谷	谷	祐川	倉成	小野寺	小原	氏
柳 一 郎	俊広	焦志	信 康	磨	高	隆 平	名
むつ市小川町一丁目一九番七七号	青森市勝田一丁目一二番六号ハイアットB二〇二号		青森市緑一丁目一四番一五号	八戸市大字本徒士町三番三号	青森市大字大野字前田六九番四二号	八戸市根城七丁目六番一六号	住

包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成十四年六月二十五日から平成十五年三月三十一日まで

(毎週月・水・金曜日発行)	青森県	青森市長島一丁目一番一号	発行所 · 発行人
定価小口一枚二付十五円一銭	東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人